

平成30年度 第3回丹波市男女共同参画審議会議録（要旨）

日 時：平成30年12月3日（月）午後1時30分開会～午後3時15分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席者委員：中里英樹会長、北村久美子副会長、北尾真理子委員、大木玲子委員、小林孝至委員、能勢信子委員、足立敏行委員、細見加津子委員、増南文子委員

欠席者委員：中村衣里委員、足立順子委員、石田隆志委員、古西純委員、田中延重委員、谷水ゆかり委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、まちづくり部人権啓発センター人権推進係長、まちづくり部人権啓発センター人権推進係主幹

議 事：（1）丹波市男女共同参画推進条例の制定について

資 料：【資料1】丹波市男女共同参画推進条例（案）

【資料2】丹波市男女共同参画推進条例（案）逐条解説

【資料3】丹波市男女共同参画推進条例の項目内容検討資料

【資料4】項目内容について、「他市との違いのある箇所」及び「当市(案)の考え方」

【資料5】各市の条文の構成

【資料6】各市の条文

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・資料確認

2 あいさつ

まちづくり部長あいさつ

12月に入り、気忙しい時期を迎える中、お集まりいただきお礼を申し上げます。

男女共同参画審議会の委員さんには、男女共同参画推進条例と男女共同参画センターの設立に向けた内容の検討をお願いしている。センターの設置については、新聞報道でもあったように決定ではないが、ゆめタウンの中に設置をする方向で進んでいる。男女がよりいきいきと活躍できる場として整備していきたい。そういう中で、この男女共同参画推進条例については、それらのことをより明確にしていくという位置付けになると考えている。一方で、たんばの女性ワクドキフォーラムを開催し、女性がより活躍できるような場面や、いきいきと生活してほしいという思いで女性のつながりの場も設けさせていただいており、そういったことも、この条例に盛り込めればよいと思っている。今日の第3回目の審議会では、条例案を固めていただき、12月議会の委員会へも報告したいと考えている。行政内部の手続きとしては、今日の午前中に市長をトップとした男女共同参画推進本部会議で、各部長に条例案の中身を示し、庁舎内の意見を求めている段階である。よろしくご審議賜りたい。

### 3 会長あいさつ

これまで2回の審議会の中で、条例に盛り込むべき内容について、他市町村の条例とも比較しながら皆さんにたくさんのご意見をいただき、内容や項目についてもご議論をいただいた。その結果を受けて、今日、実際の条例として定める文案が出てきている。それから、前文の内容について前文検討部会で検討いただき、非常に読みやすくて柔らかい文言、内容が伝わりやすい前文を考えていただいている。今日は、前文と条文について審議し、意見を集約したいと思っているのでよろしくお願いします。

### 4 会議公開・非公開の決定について

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。また、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

### 5 議事

#### (1) 丹波市男女共同参画推進条例の制定について

事務局より資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6に基づき説明

#### 【意見要旨】

##### 会長

事務局より各条文の内容について説明があった。条文が多いので、項目毎に審議していきいたいと思う。まず前文について、ご意見、ご質問をお願いします。

私からは、前もっていただいた原案に繰り返しになる表現があったので、言い回しを変える程度の修正をお願いした。内容的には前文検討委員会の考えていただいたものでよいと判断している。

##### 副会長

先ほど事務局から、前文が「です・ます調」で、条文は「である調」となっているので、統一する方向で検討するとの説明があったが、何か庁内で意見があったのか。

##### 事務局

午前中の庁内の本部会議で報告し、その後、庁内から「です・ます調」統一してはどうかという意見があった。

##### 副会長

川西市の条例がまさに同じだと思うが、できれば前文はやわらかい感じにしてもらいたい。どうしても後の条文は堅い形になってしまう。

##### 事務局

市の自治基本条例は、全体が「です・ます調」になっており、統一するにしても全体で「です・ます調」という方向で考えている。

会長

条文の方を「です・ます調」にするということだが、自治基本条例あたりから始まっている流れのようである。条文を「です・ます調」にできるかどうかは、いろいろ議論があるようだが、増えてきているようだ。ただ一点、語尾だけを直すとながりに違和感があるようなところが出てきそうなので、例えば、13 ページ第9条、第10条の「何人も、社会のあらゆる・・・」の部分だが、「行ってはならない」を「行ってはいけません」という形にすると、少しそぐわない感じがする。その辺り、「です・ます調」に統一するとしたらどういう表現になるのか検討いただきたい。

事務局

ご指摘については、十分検討する。

会長

前文検討部会での審議の経過を報告していただきたい。

副会長

1 番最初の丹波市を表現する部分をどうするかというところで、多くの時間を取った。J・U・I ターンなど、今いろんな方が来られているので、たくさんのもを受け入れてきているということを、ここで表現出来たらいいなというところでまとまった。

会長

次に、4 ページから9 ページの目的、定義、基本理念の部分で、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

副会長

定義の中に「ワーク・ライフ・バランス」は入らないのか。川西市の条例では定義に入っている。仕事と生活のバランスというのは、これから特に共働きが増えてくるし、長い年月を働いていかなければならないので、定義に入れている市もある。

「セクシュアル・ハラスメント」とか、「ドメスティック・バイオレンス」など、最近の言葉は入っている。ワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画の中で一番初めに根付かせたいという思いがあった。

事務局

逐条解説では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を使っているが、条文ではどうするか検討した結果、逐条解説の17 ページ、第17 条になるが、「仕事と生活の調和の推進」と日本語で書いている。日本語の方が分かりにくいのかもかもしれないが、ここを「ワーク・ライフ・バランス」とするならば定義が必要であるし、第3次計画でも「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という表現にしているので、条文自体を日本語にしたということである。

#### 副会長

「ワーク・ライフ・バランス」の言葉を覚えてもらうためにも入れてほしい。社会の中でカタカナが多いということで、条例や計画を立てる初期の段階で、なるべく日本語でといったことを言われるが、出していくことで覚えていただく、そしてそれが普通になっていく、という流れが分かりやすくいいのかなと思う。できれば条文にも入れていただき、定義にも入れていただきたい。

カタカナがすべて難しいのではなくて、国際社会がこれでいっているなら、これで覚えていってもらいたいという意味も込めてお願いしたい。

#### 事務局

検討させていただく。

#### 副会長

「ワーク・ライフ・バランス」は、もう一般的になってきている。

#### 会長

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉については当初いろいろ意見があったが、これが定着してきている。国や海外においてもいろんな言葉を使ったが、最終的に1番普及したのがこの「ワーク・ライフ・バランス」ということもあるので、そういう意味では、この言葉を使うのが重要だと思う。

#### 事務局

条例第17条の条文の中で「ワーク・ライフ・バランス」を入れ、定義にも入れて説明することによいか。

川西市は、19条で「仕事と生活の調和の推進」という見出しがあり、その条文の中で、「ワーク・ライフ・バランス」を使っている。丹波市でも、17条の条文の中で使っていく方向で検討させていただく。

#### 会長

この程度の修正は可能な範囲か。

#### 事務局

可能である。

#### 委員

「市民団体の責務」について尋ねる。先ほどの説明では、自治協議会や単一自治会とNPO等と一緒に括りであるということだったが、NPOやボランティア団体は、自分から選んで参加されている。一方で自治協議会や単一自治会は、役員が選挙で選ばれる。単一自治会が法人化になったとはいえ、まだまだ世帯単位での会員扱いが多い中、女性が出るとやっぱり、「女のくせに」という悪しき慣例がどうしても残っており、そこがNPO等とは違う。だから、例えば国でも、

次の選挙から議員の立候補者数を男女均等にしていこうという法律も決まった。これは努力義務だが、そういったことを市としても条例の中に市民団体の責務として、第7条に一步突っ込んだ形で入れたらどうか。

男女共同参画を強烈に推し進めるためにも、女性も積極的に自治会活動に入ってもらいたいと、条例の中に一步突っ込んだ表現で入れたらどうか。難しいかも知れないが、今までと同じでは仕方がないのではないかと。

底辺である自治会で、そういったことが進んでいけば、男女共同参画も加速すると思う。その一步として、そういう表現を入れるべきでないか。最初はあくまで、「そうしてくださいよ」といった努力義務のような表現でよいと思う。

会長

努力義務をいれるという、一步踏み込んだ条文をいれるかという重要な部分だが、例えばこの条例の中に入れるのか。今の段階では具体的なものはないが、別途、個別の条例を定めるということはあるのかどうか。ある程度、縛りをかけたものにするためには、この条例の中で書くほうがよいのではないかと。そうしないと、入っていかない可能性が高い。

事務局

今、言われているのは「市民団体の責務」のところと思うが、その思いはこちらも良く分かり、進めていけたらと思っているが、表現としては、この条例は理念的なものなので、その思いは第7条第1号のところ「運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない」となっており、ここにその思いを込めている考えである。

委員

「何をしなければならない」というのはある意味、抽象的である。具体的に、「何%にしてくださいよ」というように謳っていくことも、市が言われている積極的改善措置のひとつと思う。こういったことを盛り込んだほうが前に進みやすいのではないかと。

会長

他市、あるいは男女共同参画社会基本法も、包括的というか抽象的な表現になっている。今おっしゃったように明文化する方策をここに入れられるのかどうかも含め、この審議会で議論した上で、最終的にこの条例に対する意見としたいと思う。

委員

例えば今、「自治協議会のあり方懇話会」が開催されているが、その中でも、この話は出てくるかもしれない。時代が変わってきている中、現状のままでなく、もう一步前に進んで明文化したほうがよいと思う。条例の中でなくてもいいと思うが。

会長

法律なら、附帯決議的な形もある。その方策を検討していただきたい。

自治会の構成等に関わらず、条例で表現されていることについては、男女共同参画計画で具体的にどのような方策をとっていかを書いているのか。

#### 事務局

計画の中で、具体的な施策を記載することになる。この条例ではなかなか難しい。審議会等は市の施策なので、条文化で男女の数の均衡を挙げることができるが、市民団体についてはこの条例でそこまで具体的には書きづらいので、どこか具体的な施策のところというのは、今後考えていかなければならない。

#### 会長

計画の中で具体的な取組、目標数値は出てきている。その進捗や、条例のこの精神を反映して次の計画を立てていくことになる。

#### 委員

関連してだが、丹波市に 299 の自治会があると聞いているが、ある程度の自治会では、自治会規約の改正が進められている。男性も女性も対等であるという中で、必ず三役の中に女性を 1 名ないし 2 名入れましょうという、明文化した規約もたくさん作られている。だから市がそれを後押しする形をどこかで記載してもらったらと思う。

#### 部長

各自治会では、役員の中に女性も入っていただくことを進めるため、のぼり旗を作られるなど、具体的な取組をされている。私もその取組の後押しができないかと思っているが、行政側の条例の中でどういう表現がいいのか考えるところである。施策で押し付けにならない、応援できるような形で表現出来たらと思っている。

#### 委員

例えば先ほどの国の法律も、党派を超えて女性が提案し成立した。これからは各党が、女性議員何人、男性議員何人と表示する。これだけで牽制になる。やはり明文化することはみんなの目に留まることでスピードが速まると思うので、どこかに表記してもらったほうがよい。

#### 事務局

責務という意味では、難しいと考える。

#### 委員

「自治協議会」という括りになっているが、今、「自治協議会」と表現しているところは少ないと思う。「自治振興会」という名のほうが多いと思うが、それはどういうことか。

#### 部長

丹波市自治基本条例の中では「自治協議会」という書き方に統一している。「自治振興会」という呼び名を使ってもよいということにはしている。どんな呼び名でも良いが、自治基本条例の

中では「自治協議会」で位置づけている。余談になるが、「自治協議会」は、自治会だけの集まりではなく、他の団体も含んでいる。そういう意味では、元々自治会の集まりが自治振興会というような形でできていたので、その自治会の集まりではないことをイメージしてもらうには、自治振興会でないほうがいいのではという考えである。丹波市になってからは、25校区に同じ目線で新しく自治協議会を作ってきたものである。

#### 委員

柏原地域には自治会長会の他に自治協議会も合わせて3つの組織がありややこしいので、検討委員会でどうするか検討を始めているが、今は自治協議会が市の受け皿になっている。自治会長会は予算もなく、事務局もない。そういったものすべてここに出すとなるとややこしいので、自治協議会の名で一括りにしないと難しい。

#### 部長

自治基本条例の中に自治協議会が位置づけられており、その自治協議会とは何かというところで、自治基本条例の逐条解説の中で「自治振興会とか、まちづくり協議会とか、どんな呼び名になっても良い」としているところがある。こちらの条例では、そこまで詳しくは書けないというところでご理解いただきたい。

#### 会長

自治会の構成に関する割合等といったものをどう反映させるかは、今の段階で事務局としてはどう考えているか。

#### 事務局

現段階では、条例の中での表現としては、第7条の「男女が対等に参画する機会を確保する」ということにさせていただきたい。発言の趣旨は非常によくわかるので、具体的な施策や違うところで、そういった内容も反映するような形にさせてもらえればと考えている。

#### 会長

次の計画の策定では、審議会で意見を伺い検討していただきたい。

#### 委員

条例ということで、こういう文面、表現になるのもやむを得ないと思うし、素晴らしく整理されていると思うが、ただ読む側にとって、我々関係者や自治会長などは見るだろうが、果たして一般市民がしっかり読んで理解してくれるかということ、実際ほとんどないと思う。サブ読本のような、例えばイラストを入れて表現するとかは考えているのか。

#### 事務局

3月議会に上程することで進めているが、それと並行して、条例の概要を記載したリーフレットのような物を作成し、配布したいと考えている。

委員

是非、お願いしたい。これだけでは多分、理解が難しいと思う。

部長

余談だが、市長も同じことを言っている。一目でわかるものとか、目で見て楽しく分かるものとか、何か作らないといけないと考えている。

委員

5条の「市民の責務」のところで、とにかく「女性も一歩前に出ましょう」という言葉が入ったら、後に続くんじゃないかと経験の中から思う。今、自治会で公民館主事をしているが、来期はもう1人2人役員を増やしたい気持ちがある。女性だけで話しているだけではわからない。やっぱり一緒に自治会に出たら、男性とも対等に話もできるし、まずは経験という形のものが入ってくれば心強いなと思う。

会長

それは、言葉を追記するということか。

委員

女性と言ったらいけないかもしれないが、とにかく一歩前に出ましょうという形で、論ずるより経験したほうがと思う。

副会長

自治会とか、自治協議会で女性役員を増やそうという思いはよくわかるが、男女共同参画条例なので、男性も女性も同じである。女性が一歩前に出るというのは何に対してかということになる。男性も育児、介護に一歩前にでてもらわないと困る。そういうことを考えると、すごく細かいことになってしまうので、そこは施策とか計画のほうで反映していただいて、計画の基本目標2のところ、「地域活動等における男女共同参画の推進」とあり、自治会活動を支援するというがあるので、それは男女共同参画センターができたときには、きちんとそういったことを推進する役割を持った人、動いてくれる人を置いてもらうとか、そういう形で反映してはどうかと思う。この条例を基に施策の方に反映してもらおうということをここで強く意見を出しておけばどうか。

会長

男女共同参画基本法もそうだが、それ自体は抽象的で、男女雇用機会均等法のように目に見えない空気のような法律で、じわじわとここで規定されていることの意味が、さまざまな施策に及んでいる。例えば次世代育成支援の法律にその精神が入っていたり、育児休業法で男性の育児休暇取得増進の方向に進むなど、他の法律に波及していった効果が出ている気がする。元々の法律は、男女共同参画社会基本法である。それに対応する市の条例づくりなので、今いただいた意見をすべて含んだ根本的な条例を作り、それをいかに個別の施策に反映させていくか、計画に反

映させていくかは、また審議会に諮られることになるので、そういうことでどうか。

4ページから9ページまでで、「ワーク・ライフ・バランス」については、条文と定義に加えてはという意見があったのと、それに沿った修正案を出していただく。

今いただいた意見は、条例にそのまま反映させるということにしないが、審議会の意見として残しておきたい。

それでは次に、10ページから12ページ、市・市民等の責務について、ご意見、ご質問等があったら願います。

会長

「事業者の責務」でいう事業者の範囲は、市内に事務所を置くものとして、それを定義しているのか。

事務局

事業所については、第2条第4号で定義しており、「市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。」ということにしている。詳しい解説は、5ページの(4)のところに記載している。

会長

特に意見がないようなので、審議会としては、提案の条文で「異論なし」とする。

次に男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止、資料2の13ページについて、ご意見、ご質問をお願いします。

副会長

資料2の逐条解説は、審議会だけの資料なのか。市民の皆さんに内容を具体的に知ってもらうために公開されるのか。

事務局

公開する方向で考えている。

副会長

そうであれば、13ページ、第9条の解説に「セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスや身体上の性別に違和感がある人」とあるが、この表現はどうか。

川西市のように、「性同一性障害」と具体的に書いてあれば、そういった人たちのことなのだろうと思うが、この書き方で理解してもらえるのか。

「性同一性障害等」となると、テレビ、雑誌などで、みなさん言葉を知っておられると思うので、そういうところも解説で出して行って、理解を深めてもらったらどうか。もう少し分かりやすい表現のほうが良いと思う。

委員

LGBTなどの表現も使われている。

会長

この表現は、どこから出てきたものか。他でも目にする気はするが、「性同一性障害」という言葉の代わりに出てきたもののような気もするが、どこかで使われていたのか。

副会長

これを使うのであれば、いま出たように、「LGBT、性同一性障害等身体に」というのを付け加えてもらえば、そういった人たちのことだとわかる。

会長

9条の解説の部分であるが、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの後の3つ目に柔らかい表現を付け加え、別途、解説的なものを記載してはどうか。

事務局

検討するが、どういった表現がよいのか。

委員

LGBT※印として、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーと書いて置けばどうか。今はもう調べればすぐ出てくる。私は、「性的少数者」という言葉がよく使われるが、あまり好きではなくて、13人に1人はそういう人がいらっしゃるという統計がでているので決して少数ではない。「性的少数者」とか「性的マイノリティ」といわれているが、いきなり「LGBT」とでてきたら、何のことだろうとなるので、「LGBTとは、・・・」と解説を入れておけばいいのではないか。同性愛だけじゃないし、性同一性障害だけでもない。

会長

性別に違和感を持つ、性同一性障害とまではいかななくても自分の性に違和感を持つ人に対する何か言い回しをご検討いただきたい。

事務局

LGBTという言葉を入れて、その説明も加え修正させてもらう。

委員

初歩的なことだが、第10条で、「性別による固定的な性別役割分担」とあるが、どういったことか。

会長

これはよく男女共同参画等で定型的に使われる表現だが、事務局から答えてもらう。

事務局

男性は仕事、女性は家事といった、個人の役割分担ではなく、性別によって社会的に固定され

た考え方として示されているというような趣旨でよく使われている。

例えば、10条だと公衆に表示する情報の例として、コマーシャルで家事を女性がやっている映像ばかり流すと、家事は女性がするものであるとの意識を助長することになる。

会長

それでは、13ページについては、9条の解説で、今言っていた身体上の性的違和感という表現を改め、事務局のほうで修正いただく。

条文に対しては異論なしということにさせていただきます。

次に14ページから20ページの市の実施すべき基本的施策について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

第17条のワーク・ライフ・バランスが図れるような市の施策とはどんなものがあるのか。具体的に市としてどういったことをしようとしているのか。

事務局

解説のところに記載しているような内容になるかと思う。なかなか企業へ直接というのは難しいので、企業の管理職に向けて、意識啓発セミナーを行うだとか、啓発の面が主なものになる。後は、多様な働き方に対する支援や保育サービスの充実と書いているが、今すぐ具体的な施策は難しいが、みんなでそういう方向で考えていきましょうという機運を醸成していくのが大事だと思っている。

事務局

男女共同参画センターでは、いろんなセミナーを開催予定している。先般、丹波市商工会ではワーク・ライフ・バランスのセミナーを企画され、多くの方が参加されていた。男女共同参画センターでは、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、労働者向け、事業主向けの講座を計画していきたいと思っている。

会長

それでは、ここではワーク・ライフ・バランスの文言について、先ほど議論した第17条のところについて、加筆修正をお願いします。

では次に、21ページ、丹波市男女共同参画審議会の設置について、ご意見、ご質問をお願いします。

会長

これは、今の丹波市男女共同参画審議会設置条例をそのまま踏襲した形か。

事務局

そうである。

会長

前の設置条例をそのまま踏襲しているということなので、特に意見、ご質問がないようなら、これで提案の条文で「異論なし」ということにする。まだ少し時間があるので、全体を通じて、ご意見、ご質問等あればお願いします。

会長

7 ページの文書表現というか句読点についてだが、第3条の(2)、「社会における制度又は慣行が」とあるが、この「慣行が」という言葉は「自由な選択に対して影響を及ぼす」につながるのか。「制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して」の後に読点があるが、主語述語的には、この「慣行が」は、「影響を及ぼす」につながっていくので、「慣行が」の後に読点があるほうがよいのではないのか。

事務局

法律では「慣行が」のあとに読点がある。9 ページに法第4条を掲載しているが、「慣行が」の後に読点があるので、条例も読点をつけるよう修正する。

委員

この項目は、まさに自治会の役員登用問題に関することではないのか。

事務局

社会の中には、性別による役割分担が残っており、それは自治会の中でも当てはまることもある。男性が多く役員になっている現状を変えていくことにつながる理念であると思う。

委員

第8条の教育関係者の責務だが、小学生や中学生を教えるときは、イラストを使った簡単なリーフレットやパンフレットを教育者に配布してもらい、子どもが見ても分かりやすいものを作っていたきたい。

会長

条例の周知を行っていく必要がある。

それでは、議事に関しては以上で、最後に次第5の「その他」に移らせていただく。

事務局側からの連絡事項等はあるか。

事務局

それでは、今後のスケジュールについて説明させていただく。

本日いただいたご意見を踏まえて、一部条文の修正を行う。12月議会の総務文教常任委員会で男女共同参画推進条例について説明を行う。その後、市民からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントについては、条例と逐条解説を市のホームページ、人権啓発センター、各支所、各住民センターで閲覧できるようにする。パブリックコメントを実施する前に、最終の条例案を郵送させていただく。パブリックコメントを実施し、市民の皆さん

からの意見があれば、修正について検討する必要があるが、審議会を開催して検討いただく時間がないことから、意見があった場合の対応については、会長、副会長と相談させていただいて決定していきたい。

条例については、3月議会に上程し、平成31年4月1日の施行を目指して進めていきたいと考えている。

次回の審議会については、年度末の3月中に開催したいと思っている。

本日、いろいろと意見をいただいたが、他に修正が必要とのご意見があれば、事務局まで連絡をいただきたい。

部長

今日いただいた意見を修正したものを会議録と一緒に送ってはどうか。

事務局

今日いただいたご意見を踏まえて修正したものを、会議録より先に送らせていただくので、意見の反映は、それで確認をお願いしたい。また、随時、修正があれば、その都度送らせていただくので、確認をお願いしたい。

会長

他にないようであれば、本日予定されていた議事はこれで終了する。

それでは、副会長から閉会のあいさつをお願いします。

副会長

ご苦労様でした。12月に入って、忙しいところでお集まりいただき、たくさんご意見をいただきました。いよいよ条例の制定が進みうれしく、わくわくした気持ちになっている。みなさんにおかれては、これから冷えてくるという気象情報もあるので、お体を大事にしていきたい。本日は、お疲れ様でした。